

那覇市住居確保給付金のよくあるご質問

はじめに

- 住居確保給付金について、よくあるご質問に対して、原則となる回答をまとめました。
- 個人の就労実態や世帯の状況などによって、記載の内容と一部異なる場合があります。
- 厚生労働省からの事務連絡などにより、一時的に支給要件が緩和されるなど、記載の内容が変更される場合があります。

1 用語の定義に関すること

Q 用語の定義を教えてください。

- A ○常用就職とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約です。
 ○同一世帯とは、同一の世帯に居住し、生計を共にする方をいいます。
 ○生計を主として維持していたとは、自らの就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していた方をいいます。（住民票上の世帯主、児童手当の受給者等）
 また、離婚等により申請時において主たる生計維持者となる場合も対象になります。

2 支給対象者に関すること

Q 学生は支給対象になりますか。

- A 学生は、一般的には、支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であったこと」や「就職の意欲がある者」に該当しないため、基本的には支給対象者なりません。
 ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合は、支給対象者になります。また、専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた学生が、これまでのアルバイトがなくなった為に住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している場合にも、収入要件や資産要件等を満たせば、当分の間、例外的に住居確保給付金は支給されることになります。

例 児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により両親を頼ることや扶養に入ること等もできないため、生計維持者として専らアルバイトにより学費や生活費等を自ら賄っていた学生がこれまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している場合など。

Q 内定取消を受けた学生は、支給対象になりますか。

- A 支給要件を満たす場合は、支給対象になります。

Q 外国人は、支給対象になりますか。

- A 国籍条項はありません。日本国籍の方と同様、支給要件に該当している場合は支給対象になります。

Q 申請日の属する月において就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合について、申請日の属する月とどの月を比較しますか。

- A 勤務日数等について、申請日の属する月とその前月を比較します。例えば、前月は週4～5日の勤務シフトであったものが、今月は週2～3日以下に減少した場合などです。

Q 雇用契約のないフリーランスなどの個人事業主は、支給対象になりますか。

- A 廃業届で確認できる場合のほか、個人の責めによらない営業日数の大幅な減少や請負契約の大幅な減少など、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる場合は、対象になります。
 フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形で経済的自立を目指すことは妨げられませんが、事実上被用者と変わらない場合や住居確保給付金の受給期間が6か月を超える場合、公的な経営相談先よりWワーク等を求められた場合は求職活動が必要になります。

Q 受給期間中に、アルバイトを行うことは認められますか。

- A 生活維持の為、アルバイトなどの短期的な就労で当面の生活費（収入基準額を超えない範囲）をまかないながら、求職活動を行うことは認められます。

Q 生活保護受給者は、支給対象になりますか。

- A 対象なりません。

那覇市住居確保給付金のよくあるご質問

2 支給対象者に関すること ～つづき～

Q 当該個人の就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合、とは具体的に何を指しますか。

A 雇用（※雇用形態は問いません）で就業している方については、本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指し、雇用以外の形態で就業している方については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すものです。自らの意思で勤務日数を減らす、就労時間を減らして余暇に充てる等の場合は支給対象になりません。

○例1 フリーのスポーツジムインストラクターが、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日の勤務が、週2～3日程度以下になった。（シフト表等で確認）

○例2 アルバイトのダブルワークをしている方が、景気の悪化により1つの勤務先が休業となり、シフトがなくなった。（勤務先が休業となったことが分かる書類等で確認）

○例3 旅館業経営者やイベント事業者などが、宿泊客からキャンセルやイベントのキャンセルが相次いだ。（予約のキャンセルが分かる書類等で確認）

Q 離職後、実家や友人宅に居住している場合、支給対象になりますか。

A 実家等を出て自ら居住する住居を賃貸しようとする場合などは、「住居を喪失した方」として対象になります。

Q 親族の所有する賃貸住宅に居住している場合、支給対象になりますか。

A 不動産の賃貸借契約が結ばれており、契約書に毎月の家賃負担額が記載され、申請者本人が家賃を負担していることが明らかな場合は支給対象になります。

Q 生計を一としない複数人がルームシェアにより入居する場合、支給対象になりますか。

A ルームシェアは、支給対象ではありません。ただし、マンスリーマンションやゲストハウスなどで申請者が貸主と一般的な建物賃貸借契約を締結している場合は対象になります。ルームシェアについては同居人を世帯員とする場合で、主たる生計維持が申請者であれば、認められる場合がございますのでご相談ください。

Q 県営住宅や市営住宅などの公営住宅は支給対象になりますか。

A 支給対象になります。

Q 店舗兼住宅を賃借し自営業を行っている場合、住居確保給付金の支給対象になりますか。

A 住居分については、住居確保給付金の支給対象になります。契約書に店舗分と住居分が区別して記載されていれば当該住居分が対象となります。そのような記載がなければ、面積按分等を行って住居分を算出します。なお、住居確保給付金の目的は安定した住居の確保であることから、店舗兼用住宅としての家賃を事業経費としている場合、事務所専用で賃貸借契約を交わしている場合及び賃借人が法人である場合は、住居確保給付金の対象なりません。

Q 主たる生計維持者と住居の賃貸借契約者が同一世帯で異なる場合は、支給対象になりますか。

A 賃貸借契約書等により、次の要件が明らかな場合は支給対象になります。

- ①「同居人」又は「居住者」欄に、申請者が当該住宅に居住できる権利を有していること
- ②月額家賃
- ③住居確保給付金受給予定期間内に居住の権利があること

Q 入居している賃貸住居が家賃相当額（支給上限額）を上回る場合であっても対象になりますか。

A 対象になります。ただし、支給額は住宅扶助基準に基づく家賃相当額（支給上限額）が上限となり、家賃相当額（支給上限額）を上回る額は自己負担となります。

那覇市住居確保給付金のよくあるご質問

2 支給対象者に関すること～つづき～

Q 住民票が賃貸住居と異なる場合、支給対象になりますか。

A 対象になりません。ただし、DVや多重債務等により住民票を居住する賃貸住居に移すことが難しいなどの理由がある場合は、申請する賃貸住居に確実に住んでいることが証明できる書類（公共料金の支払領収書の写し等）と、住民票を居住する賃貸住居に移すことが難しい理由を記載した申立書をご提出ください。なお、新型コロナウイルスの影響により、住民票異動の手続きを一時的に保留している場合などは、その旨を申立書にご記載ください。住民票異動後に住民票の提出を求める場合があります。

Q 離職等を証明する書類を教えてください。

A 就労収入を得ていた場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給者資格者証、会社が発行する退職証明書、離職先が倒産したことを証明する書類等です。
自営業の場合、税務署へ提出する廃業届等です。

3 支給要件（収入要件、資産要件、就労要件）に関すること

Q 基準額に算定される収入の範囲を教えてください。

A ○給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費は除く）
○個人事業主の場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）
○公的給付の場合、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金。
　なお、複数の月にかかる金額が一括で支給される給付等は、月額で算定します。
○親族からの継続的な仕送りは収入として算定します。
○退職金又は公的給付等のうち、臨時に給付されるものは収入として算定しません。
○自営業者や営業職など月収に変動がある場合は、収入の確定している前月収入または直近3か月間の収入額の平均に基づき推計します。

Q 算定する収入の期間を教えてください。

A 申請日が月の途中の場合で、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額で算定します。
確実に推計できない場合は、申請日の属する月の前月の収入で算定します。

例) 単身世帯で、個人事業主の場合

　申請日は5月19日だが、通信販売も行う自営業の為、申請日時点で5月の収入が確実に推計できない。この場合は、確定している4月の事業収入で収入要件を算定します。
※前月の収入で算定し、収入要件を満たす場合は支給対象になります。

Q 資産要件に該当する金融資産を教えてください。

A 預貯金及び現金、債権、株式、投資信託、暗号資産をいい外貨（FX等）も含みます。生命保険等は含みません。また、負債がある場合、金融資産とは相殺しません。

Q 職業訓練受講給付金を受給していても、住居確保給付金を受給できますか。

A 受給できます。収入には算定されません。但し、失業保険等給付は収入になるので、ご注意ください。

Q 同居する子の収入は算定対象ですか？

A 以下の場合は、算定対象外としますので、必要な確認にご協力ください。

- ・原則22歳以下（留年等があれば考慮します。）で学生であること。
- ・学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院は除く）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に通学または学籍を有していること。

Q 公的な経営先とはどこになりますか？

A よろず支援拠点または事業をおこなっている地域の商工会議所または商工会となります。
本市内で営業を行っている場合は、那覇商工会議所となります。住居確保給付金の利用を検討される場合は、まず那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンターでの面談を受けてから、公的な経営先にご連絡ください。
なお、公的な経営先では住居確保給付金の各要件はご案内はできませんのでご了承ください。

那覇市住居確保給付金のよくあるご質問

4 支給額、支給期間、支給方法のこと

Q 支給対象となる住居の家賃月額には、管理費、共益費、駐車場代は含まれますか。

A 含まれません。家賃に光熱水費などが含まれている場合は、貸主に家賃分を区分して提示していただく必要があります。

Q 住居確保給付金を滞納している家賃に支給することはできますか。

A できません。申請月以降に支払うべき家賃相当分から支給されます。

Q 住居確保給付金の支給額が賃貸する住居の家賃額に満たない場合、その差額はどうなりますか。

A 支給額が家賃額に満たない場合、その差額は自己負担です。また、支給対象外となる初期費用、管理費、共益費、駐車場代、光熱水費等は自己負担です。

Q 支給対象の賃貸住宅の家賃が下がった（上がった）場合、支給額は変更されますか。

A 家賃相当額の範囲内で、受給者の申請により変更されます。

Q 支給はいつから開始されますか。

A 那覇市の場合、原則として月末までに申請を受け付けたものは、翌月の27日（休日の場合は翌営業日）に貸主の指定する銀行口座へ支給額を振り込みます。例えば4月末日までに申請された場合、前月払いであれば5月に支払う6月分の家賃相当分から支給を開始します。当月払いであれば、5月に支払う5月分の家賃相当分から支給を開始します。

ただし、提出書類に疑義が生じる場合は、審査が長期化し、初回の支給が遅れる場合があります。
その場合、遡及して支給することはありませんので、ご注意ください。

5 その他・申請・審査のこと

Q 代理人による申請は認められますか。

A 認められません。ただし、申請者が記載した申請書を、事情により申請者以外の方が提出する（持参など）ことを希望するときは、必要に応じて委任状の提出を求める場合があります。

Q 住居確保給付金の申請後、証拠書類の提出や手続きが進まない場合はどのように処理されますか。

A 住居確保給付金の支給は、住居及び就労機会確保への支援を目的とした自治体からの給付であり、証拠書類の提出や手続きは申請者が行う必要があります。よって、提出書類に不備があり、申請日から1ヶ月以内に必要書類が揃わない場合は、審査のうえ、不支給となります。
なお、住居確保給付金は、過去の家賃滞納分には充当できません。手続きが進まない場合であっても、支給額は遡及して支給されません。

Q 入居住居（予定含む）の自治体と異なる自治体でも申請できますか。

A できません。申請は、入居住居の居住地を所管する自治体の自立相談支援機関で受け付けます。

Q 支給決定後、求職活動や面談などを一回でもできなかつた場合は、支給が中止されますか？

A 直ちに中止することはありません。活動ができなかつた状況や状態などを聞き取った上で、自立に向けて必要な助言や指導をおこなってます。それでもなお、順守できない場合は、住居確保給付金の支給を中止する場合がございます。体調不良が長期化する場合などには生活保護のご案内や申請支援をおこなう場合もございますので、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターへご相談ください。

Q 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターとはどういった機関ですか。

A 生活困窮者自立支援法により、市は相談者に対し生活の自立に向けた相談を受けて必要な助言などをおこなっております。那覇市は、当該事業の一部を公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会に業務委託し、自立相談支援機関として、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターを運営しています。